

# 民間資金等活用事業推進委員会 第 32 回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 第 32 回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成 25 年 11 月 28 日（木）14:00～15:36

場 所：合同庁舎 4 号館 11 階共用第 1 特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) ガイドラインの検証・見直しについて
- (2) アクションプランのフォローアップについて
- (3) 報告事項
  - ・株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立について
  - ・PFI 手法を活用した案件の支援について
- (4) その他

### 3. 閉 会

○井上参事官 ただいまから第32回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。  
事務局のPFI推進室の参事官をしております井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日、定員9名のうち、5名の委員が御出席ということでございます。定足数の過半数に達しますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、まず新委員の御紹介をさせていただきます。10月31日付で石原邦夫委員が新たに御就任いただいております。

○石原委員 石原でございます。よろしく申し上げます。

○井上参事官 元委員長であった渡文明委員におかれましては、10月1日をもって御退任されております。したがって、本委員会の委員長の選任をお願いするわけでございますが、民間資金等活用事業推進委員会令第2条第1項によりますと、委員の皆様方の互選によりお決めいただくこととされております。どなた様か御提案がございましたら、お願いしたいと思います。

○C委員 経営者として幅広い知見、見識をお持ちであるとともに、日本経団連において都市・地域政策委員会の担当副会長としてPFIにも御造詣が深い石原委員をお願いすることを御提案いたします。

○井上参事官 ただいまC委員から、石原委員に委員長に御就任していただいておりますかどうかという御提案がございましたけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○井上参事官 それでは、互選により石原委員を委員長に選出ということでございます。石原委員は委員長席にお座りいただければと思います。

それでは、石原委員長より御就任の御挨拶をいただければと存じます。よろしく申し上げます。

○石原委員長 石原でございます。ただいま皆様から御推挙をいただきまして、PFI推進委員会の委員長を拝命いたしましたので、一言御挨拶を申し上げます。

我が国の財政状況がますます厳しさを増す中、かつて経済成長を支えておりましたインフラの老朽化対策、あるいは防災・減災対策が課題となっております。真に必要な社会資本の整備・維持・更新と財政の健全化、この2つを両立させるためには、民間の資金、ノウハウを活用するPFIの推進が必要不可欠であると考えます。

本年6月には、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランが策定されました。その中で、今後、平成34年までの10年間で12兆円規模に及ぶ事業を重点的に推進するという目標が示され、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的な取組が示されました。今後はアクションプランの着実な実施に向けまして施策の進捗状況を把握し、取組の強化を要請することが重要であると思います。そのためには、PFIにつきまして高い見識とさまざまな経験をお持ちの委員、あるいは専門委員の皆様で構成されるこのPFI推進委員会にお

ける検証、あるいは論議、審議を通じまして、取組状況を的確にフォローアップすることが必要であると考えます。

本年10月に設立されました株式会社民間資金等活用事業推進機構とも連携し、ルールの整備面から実需の実現を後押しするような対応もしていきたいと考える次第でございます。

今後、委員、専門委員の皆様から大いに御支援、御協力をいただきまして、委員長としての使命を果たしてまいりたいと存じます。あわせまして、円滑な委員会の運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○井上参事官 ありがとうございました。

それでは、今後の議事進行につきましては、石原委員長より進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○石原委員長 それでは、議事を進行させていただきます。

本日は甘利大臣がお見えでございます。大臣よりぜひ御挨拶を賜りたく、よろしく願いいたします。

○甘利大臣 PFI担当大臣の甘利明でございます。

石原新委員長を初め、委員、専門委員の皆様には、我が国におけるPFI/PPP政策の推進に多大な御尽力をいただいてまいりました。また、これからもアベノミクスが本格起動に入るに際しまして、お骨折りをいただきたいと思っております。

ただいま石原委員長からお話がありましたが、我が国は幾つかの抜本的な課題を同時進行で解決をしなければなりません。財政の健全化は待ったなしでありますし、社会保障の持続可能性、これは社会のインフラであり、信頼の根幹でもあります。それらを同時進行、整合性をつけていくために大胆な成長戦略は欠かせないわけであります。インフラが一斉に耐用年数を迎えるという警鐘が鳴らされている中で、財政の硬直化の危機も叫ばれているわけであります。

そこで、民間の力を従来その対象先でなかった部分に新たな発想として向けていく。そういう魔法の手法を通じて、財政が硬直化している中にもかかわらず、社会インフラを整備・充実させていくという解を見出せるということでもあります。まさに皆様の御活躍の中に三重苦、四重苦を同時解決する策があるのではないかと考えております。アクションプランに基づきまして、このPFIの推進を図っているところでありますが、今後、さらなる推進に向けて、ガイドラインの見直しなどについてもぜひ御議論をいただきたいと思っております。

委員長を初め、委員、専門委員の皆様には、まさにこれからアベノミクスの本格稼働に向けてその基本的な絵図を描いていただく、その一翼を担っていただきますことをお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○石原委員長 ありがとうございました。

なお、甘利大臣は所用がございまして、ここで御退席されます。大臣どうもありがとう

ございました。

(甘利大臣退席)

○石原委員長 それでは、議事を続けさせていただきたいと存じます。

まず最初に、委員長代理の指名についてでございます。民間資金等活用事業推進委員会令第2条第3項の規定によりますと、委員長が委員長代理をあらかじめ指名することとされておりますので、私から指名をさせていただきます。

委員長代理は宮本委員にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本委員長代理 よろしくお願いいたします。

○石原委員長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

「ガイドラインの検証・見直しについて」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

なお、追加資料につきましても、配付をよろしく申し上げます。

○持永審議官 審議官の持永でございます。それでは、資料1-1に基づきまして、趣旨等々について御説明させていただきます。

まず、資料1-1の「1. 現状と課題」でございます。

先ほど委員長並びに大臣から御指摘がありましたように、アクションプランを今年の6月に決定させていただきました。その中では、公的負担を軽減しながら民間投資も喚起するということが盛り込まれているところでございます。

こういった中で、まず(2)にございますように、各省でもいろいろ取り組んでいただくことのみならず、私どもとしても環境整備をしていく必要があるだろうと考えておりまして、①②③とございますように、例えば、独立採算型の事業をもっと促進させられないか、また、サービス購入型についても収益施設の併設・活用などをもっと進められないか、また、民間の創意をもっと発揮していただく手法はないかという問題意識がございます。

それから、(3)にございますように、これ以外にも、例えば、手続についても簡単にするところはないのか、地方公共団体にもっと前向きに取り組んでいただくための方策はないのかといったことを考えていきたいと思っております。

2ページ目に参りますけれども「2. 検討の進め方」とございますが、委員長を除きまず各委員で構成される総合部会の下にワーキンググループ(以下「WG」)を3つ置かせていただいて、ガイドラインについて見直しをさせていただきたいということでございます。

その3つのWGについては、「VFM・リスク分担」については、独立採算型事業等々のVFMの評価の仕方でありますとか、リスクの見直しをやっていきたい。それから、「モニタリング・事業促進」については、民間の方にやる気を持っていただくためのサービスレベルの測定などのモニタリング、地方公共団体の取組をもっと促進するための策がないかの検討をしたい。それから、手続を少し簡単にできないのかという問題意識のWGを置かせてい

ただければと思っております。

3つのWGにつきましては、委員長の御指示でどういうWGにどういう方にお入りいただきたいというものを示しておりますので、追加資料を御参照いただければと思っております。

資料1-2の「主な論点」でございますが、ここに書かれた論点に限定して議論をするという趣旨ではございませんが、私どもとしてメインなテーマになるだろうと思われることを書かせていただきました。

まず、(1)として「VMFについて」でございます。独立採算型の事業につきましては、今まで定量的な評価が難しいということで、定性的な評価になっております。ただ、独立採算型をより多く進めていく上では、何らかの形で定量的に前向きな評価をしてあげられないかということが最初の○でございます。

それから、2番目の○につきましては、収益施設を組み合わせる場合に、今までは公共施設部分だけ取り出してVFMを見ているのですが、収益施設からの貢献があるのであれば、それも何らかの形で考慮できないかということでございます。

それから、(2)は「リスクについて」でございます。これは(1)のVFMとかなり重なる部分ですけれども、公共施設と収益施設について、当然のことながら収益も分ける、リスクも分けるということで今までやってきたのですが、PFI事業全体として評価してあげるという視点に立つと、もう少し全体としてリスクも見えてあげられる部分がないのかということで(2)を示させていただいております。

それから、(3)は「モニタリングについて」でございます。収益施設なども含めてPFIを見ていこうということにするのであれば、モニタリングについても、もう少し工夫が要るのかなということも含めて(3)を書かせていただいております。

最初の○は、これは一般的な話ですけれども、今、各事例で使っておりますような指標については、もう少し民間サイドに意欲が湧くような改善ができないのかということと、それから、2ページ目にありますように、収益施設について、PFI事業上、今まではリスク、収益を切り離して評価しておりましたが、もし一体として見るのであれば、収益施設部分についても何らかのモニタリングが必要になるのではないかとございまして。

それから「(4)事業促進について」、例えば、民間サイドでやる気を起こしていただくために、公共サイドからの情報提供でもっと改善するところはないかということなどでございます。

それから「(5)手続きの簡易化について」は、手続の見直しでございまして、事務量や、時間がかかり過ぎるという指摘があることは否定できないところでございまして、対象施設、事業方式などに応じて見直すところはないのか。その際でございますが、震災復興のところの議論で当委員会でも一度かなり突っ込んだ議論をしておりますので、その議論を踏まえながらもっと改善できる場所があればという意味で、一度当委員会で議論をした成果も踏まえて、簡易化についても見直していってはいかがかということござい

ます。

それから、資料1-3「今後の進め方について（案）」でございます。

本日、WG設置と至りましたならば、来月以降、皆さんの御予定を調整しつつ3～4回WGがやれないかなと思っておりまして、3つWGを回しますので少し時間がかかると思いますが、来年の夏、遅くとも秋までには取りまとめをしていきたいと考えている次第でございます。

以上が議題（1）の「ガイドラインの検証・見直しについて」の御説明でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございました3つのWGにつきまして、お手元に資料を先ほどお配りしてございますけれども、総合部会の部会長には宮本委員長代理にお願いしたいと存じます。また、VFM・リスク分担WGの座長には根本委員にお願いしたいと存じます。モニタリング・事業促進WGグループの座長には柳川委員、また、手続き簡易化WGの座長には宮本委員長代理にお願い申し上げたいと存じます。

ということで、メンバーが決まったわけでございますが、以上を含めまして、キックオフに当たりまして皆様から御意見あるいは御質問等ございましたら、お受けしたいと存じます。

宮本委員長代理、何かございますか。

○宮本委員長代理 ありがとうございます。ガイドラインの見直しというのは、非常に重要な我々の任務の1つだと考えております。先ほど審議官のほうからもお話がありましたけれども、基本的には、運営権とか独立採算型という形が中心に議論される、しなければいけないということはよくわかっておるのですが、まず、それをやりながら、そうは言いながらも、やはり従来型といいますか、サービス購入型と呼ばれるものをより真の意味でサービス購入の事業に変えていく形でのガイドラインの改定というのも必要ではないかなと私は考えております。

ですから、これまでの事業において、いろいろ出てきたような課題を踏まえて、そちらのほうの関連するようなガイドラインの条項などの見直しということも進めていきたいと考えております。今後、個別のWGでまたいろいろな形で議論をさせていただこうと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの皆様もせっかくでございますので、御発言もお願いします。D委員、よろしく願いいたします。

○D委員 このWGのほうの担当をさせていただくということで、まず、全体としてスケジュール感が来年の夏というのは少しのんびりしているなという感じがいたします。昨日、参議院の災害対策特別委員会というところで、国土強靱化法の審議にこれから入るということで、当然、社会資本の老朽化を含む国土強靱化の重要性は非常に大事なだけでなく、財政とバランスをとるという意味でのPPP/PFIは非常に重要であるという観点から参考人

として意見を述べました。各委員、専門委員から相当突っ込んだ意見、具体的にPFIを進めるにはどうすればいいのかとか、そういう御質問が多々ございまして、政治の側も相当踏み込んでこれから展開していきたいという覚悟があったのではないかと私は受け取っておるわけです。そういった機が熟しているときにスピーディーに進めるというのが非常に重要だと思うので、やり方はいろいろ工夫しなければならないのですけれども、年度内に作業を終えて春には出すぐらいのスピード感があってもよいのではないかと思います。

○石原委員長 モニタリング・事業促進WG座長の柳川委員が本日御欠席でございます。モニタリング・事業促進というのは非常に大事なことかと思っております。それでは、R専門委員、どうぞお願いします。

○R専門委員 今回のモニタリング・事業促進WGのほうに参加させていただき、ありがとうございます。このモニタリング、もう少し詳しく言うと、要求水準書とモニタリングと支払いのスキーム、この3つが一体化になって機能する、PFIの要になる部分なのですけれども、実態としてはなかなかこれが機能しているような状態ではないと認識しています。こういうスキームがPFI以外で特に一般化していないということが1つ。あとは、アドバイザーの方が、通常でいえば、契約書であればリーガル、VFMであればファイナンスアドバイザーがフォローしていただけるのですけれども、建築設計事務所以外にこの要求水準書をフォローしてくれるようなアドバイザーの存在がないというのも1つの大きな問題かなと思っております。私はこれをやりたくて専門委員を受けているようなところもございまして、先ほどD委員から早目にとのお話がありましたけれども、WGの回数も適宜ふやしながら取り組ませていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○石原委員長 ほかにいかがでございましょうか。Q専門委員、どうぞお願いします。

○Q専門委員 私も先ほどのD委員と同意見なのですが、具体の事例というのがなかなか見えてこない中で、コンセッションを活用して国管理空港の民営化を進めようという動きは、ある程度、国土交通省を中心として進んでおられるようなのですけれども、そのスケジュールも、来年度になれば公募手続きがいよいよ始まるということも聞こえてきております。それからさらに遅くいろいろなガイドラインや成果物が出るよりは、そういうものに何とかオーバーラップするような形で出せばいいのではないかとというのが1つございます。ただし、その中身が伴わないと、せっかく形だけ出しても余り機能しないということなので、その辺の審議の密度との兼ね合いにはなろうかと思えます。

それから、実際に各WGでやる内容については、ここに論点ということでたたき台が出ておりますが、これまでのいろいろな経験値も踏まえると、各委員の方にもう少し幅広に論点を出していただいて、そういうものも議論の対象にしながらまとめていかれたらどうかと思っております。

以上です。

○石原委員長 ありがとうございます。

この3つのWG相互間の連携も大事かと思えます。WG毎にスピード感の違いも出てまいり



ますでしょうし、中身の精査もあろうかと存じます。そういったことが総合部会で調整されるのだと思います。皆様の御要請の中でできるだけ早目というお話がありましたけれども、一方で、中身が伴わないと成果物が機能しないというお話もございましたので、そこら辺を踏まえながら進めていただくことになろうかと存じます。U専門委員、どうぞお願いいたします。

○U専門委員 このWGの取り扱う範疇の中に契約書関係が見当たらないのですが、これは、どこか手続簡易化WGか何かのWGで扱われるのかどうかというのが質問です。

その理由としては、アクションプランの中身を見ると、これまでのPFIよりもかなり踏み込んで、領域をふやしたり、仕事のやり方を変えようとしているということがありまして、契約書というのは、発注側と受注者側の間できちんと仕事をうまくやっていく上で一番基本的なたてつけとなるものでありますから、事業内容に合わせた契約書の類型というのを整理すべきかなと思います。その中で、例えば、さっきD委員がおっしゃったモニタリングの話とかいうのが関連するかと思います、契約書の取り扱いをどこかのWGでしていただければと思います。

○石原委員長 今、契約書をどうするのかというお話がございました。それぞれのWGの集大成が一つの契約書という形になるとも考えられると思いますが、事務局から何かございますか。

○持永審議官 今、委員長がおっしゃったとおりで、契約書には手をつけないという意味ではなくて、それぞれ議論をしていくと、それぞれのWGから当たりが出てくるのだろうなと思っておりましたので、結果的にそちらのほうも手が入ると思います。契約書だけをどこかのWGでまとめてやったほうがいいのかという御趣旨ですか。

○U専門委員 恐らくVFMにしる、リスクにしる、モニタリングにしる、手続簡易化にしる、契約書というのはそれを集大成でまとめなければいけないので、各WGの副産物としてでは少し軽過ぎるのかなと、かなり時間と手間をかけて考えるべきかなと考えます。WGの中で契約書のことを取り上げていただく割合が多いならば、別にこのままでも結構かと思います。

○石原委員長 総合部会の中でそれぞれの項目を抽出して、さらに高次元なものと、さらに細分化したものを分けて議論するということになるかと思いますが、それぞれのWGで契約書を議論するとなかなか收拾がつかなくなると思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員長代理 私の理解とすれば、契約に関するガイドラインというのは、一つある。それについては、それぞれの中の議論で反映すべきものがあつたら、またその取りまとめというのを考えていただくという形が一つあります。もう一つ、限定されたタイプに対しては標準契約書はつくっておりますが、それに対して、今後、新たに出てきたような項目に対しては、なかなかそれはすぐには適用できないという形だと私は理解しております。ですから、場合によれば、先ほどU専門委員がおっしゃったような形から発展して、必要に応じて標準契約書に近づければいいとは思いますが。これもある程度実例がなければかな

か標準契約という形にはならないと思いますので、そこら辺はやはり実例と我々の作業をどうバランスをとりながら見ていくのかというところが一番難しいところかと私は考えております。

○石原委員長 K専門委員、どうぞお願いします。

○K専門委員 今度、仙台空港の件で来年度早々には公共施設等運営権の実施契約が入札書に添付されて出てくる予定になっていますので、それが多分第1号の実例になると思います。そちらのほうについては、それをたたき台にしながら議論をするのが、実例を見ながら議論をするという意味では非常に効率的かなと思います。

あと、少し特殊ですけれども、関空伊丹についても、同じように、来年また入札になりますので、事業契約というのが出てくると思います。そういうものも参考にしながら、できれば標準化のようなものをつくって、特に地方公共団体のほうで、公共施設等運営権というのは非常にとっつきにくいと思いますので、何か契約書をつくってあげられたら広く広まっていくのかなと思います。

○U専門委員 議論がなかなか広範囲にわたりますので、この春とか夏とかというのは難しいかと思います。ただ、標準契約というのは、今、K専門委員がおっしゃったように、次の事例をするときに非常に役立つものですから、そういうのを事業類型別に幾つか準備していただくと今後のスムーズなPFIの事業の推進に役立つのではないかなと思います。

○石原委員長 それぞれ議論を深めていくと、最終的に契約書につながるのだと思います。ただ、いつできるかという問題は、今のお話のようなことを踏まえながらということになると思います。

P専門委員、いかがでございますか。

○P専門委員 論点のたたき台の中でも、恐らく今後のコンセッションということを考えていったときに、今、足元で表面化しているような案件での議論でポイントになっているようなところもカバーをしていくべきではないかなと思います。それは多分、個別のWGの中で議論されるのかもわかりませんが、例えば、従来のPFIであればVFMの評価はどうするのだというところがポイントとしてあるのだと思うのですが、どちらかというところ、今、例えば、空港とか道路の案件を見ていると、実際にコンセッションをやった結果としてどれぐらい借金が返せるのか、完済できるのかというところが1つの実は大きな論点になっているのではないかなと思っておりまして、足元の状況を踏まえると、そういう観点も織り込んで見ていくべきではないかなと思います。

また、リスクについてという点が論点の中でまた出されておりますけれども、一定程度のリスクを許容していくというところが、収益施設の併用・活用の上では必要だと思っておりますが、従来の個別の実施方針の中で、スキーム上の制約が結構あって民間としての創意工夫が非常にしにくい部分とかというのもありました。例えば、羽田の案件ですとSPCは1つでないといけなとかいうのがあるわけですがけれども、そういう意味では、スキーム上の制約をなるべく少なくして民間の創意工夫を引き出すにはどうしたらいいのか、そ

んな観点もあろうかなと思います。

また、事業促進というのは、これから実際に実施をして具体的事例を挙げていく中で、ガイドライン等の見直しも必要になってくるという観点から、まずは案件をつくっていくというのは非常に大事だと思うのですけれども、例えば、ここに地方公共団体のPFI事業についてとありますが、地方だけではなく国というのはどうなのかなと。まず、国が率先してやっていくべきかなという気もいたしますので、地方に限定されているというところがどういう理由なのかなと思う次第であります。

以上です。

○石原委員長 C委員、いかがでございますか。

○C委員 モニタリングのところのWGを担当させていただいて、PFIというのを全く思いつかないような事業というのが多分いっぱいあって、でも、PFIでできるような事業がまだたくさんあると思います。事業のお金をどうしようといったときに、国の補助金とかいろいろ地方公共団体は考えると思うのですが、PFIという選択肢は余りまだないと思います。そこでPFIが思い浮かぶぐらいに一般的なものになっていけばいいなと思っているので、そういうことをこのWGで議論をしたいと思っています。

○石原委員長 V専門委員、いかがでございますか。

○V専門委員 今まで私が一番関心があるのは、関空が今後どうなるのか、形は整いましたけれども、具体的に本当にどうなっていくのかということと、あと、仙台空港のことに興味がありまして、それを通して今回の問題を考えていきたいと思っています。それと同時に、臨空タウンにある航空保安学校の建物と、あと那覇の管制塔のPFIの委員会に入れていただいたことがあるのですが、現在どんな状況なのか。今までの事例が大分時間が経って、もちろん形式は違うのですけれども、どんな課題が出てきてどんな状況なのかということも、リスク分担やその他のことを考える際の資料として、いただければと思います。

○石原委員長 W専門委員、よろしくをお願いします。

○W専門委員 リスクのところについては、今回のアクションプランにおいて民間事業者のリスクの負担が増すという方向になると思います。そこで余り過大なリスクを負ってしまって、それで破綻してしまうようなことがあってはいけないと思いますので、きちんとリスクを分類して、それぞれのリスクについて負えるのか、負えないのか。特に不可抗力リスクについては前にも議論が出ていますけれども、地震・津波等についてはどうヘッジするのかということについても議論をしておく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○石原委員長 ハイリスク、ハイリターンの恐れがあるということですね。

○W専門委員 そうです。

○石原委員長 それでは引き続きまして、A委員、お願いします。

○A委員 VFMとリスク分担のWGに拝命させていただいているところなのですが、特にVFMのところは、PFIを採用するかどうか一番入り口の大事なところでございますけれども、大

変重要な議論のところにかかわらせていただいていると思っております。実際にガイドラインを利用していく上で、事例だとかをよく見て、様式だとか、よりわかりやすいものを提供していきたいと思っております。

○石原委員長 J専門委員、よろしくお願いいたします。

○J専門委員 私自身、VFM・リスク分担WGと手続き簡易化WGのほうの参加を拝命いただいております。そちらでいろいろまた議論をしていきたいと思うのですが、3つほど御質問、御意見を述べさせていただければと思います。

1つ目は、先ほどスケジュールの話がありました。御指摘のとおりで、今いろいろと公共施設等運営権を初め、実際に今進んでいる案件のスピード感というものとこの活動が合わさっていく必要は非常に高いと考えておるのですけれども、今のお話をいろいろ伺っていても、大変議論しなければいけない論点というのが多岐にわたっていて、恐らく3カ月ぐらいでまとめていこうとすると、どうしても論点を絞り込まないといけないのだろうなと、思いました。もし可能であれば、2段階方式といいますか、例えば、本当に公共施設等運営権制度に関係するところですか、収益事業併設とか、いろいろと早急に方向性を出すべきものについて、まず3月に一定程度の中間的な報告を出して、その後、ガイドラインに反映させていくというところを夏ぐらいまでに行っていく。もしくは次なる段階として検討しなければいけない論点を整理していくとか、そういった進め方も含めてスケジュールについては検討されたらいかがかなと思いました。

それから2つ目が、私、事業促進WGのほうはメンバーではないのですけれども、質問も兼ねてということですが、今回のこのガイドラインの検証等に関連して、この論点を拝見していると、当然、アクションプランの内容を色濃く反映しているというふうに、認識しております。

そこで、今日の参考資料2が見やすいかと思うのですけれども、改めてこれを拝見しますと、(1)が「公共施設等運営権制度を活用したPFI事業」ということで、これはPFIだと。それから、(2)は「収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等」ということで、PFI事業及びその周辺も含んだ事業ということで「PFI事業等」と書いてあるのだろうなと。(3)は「公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業」と書いてあって、こちらも「PFI事業」とは書いていない。(4)で「その他の事業類型」と書いていらっしゃるって、これはもちろん書き分けていらっしゃるとう理解をしております。

これ自体は、これはこれで全然問題ないのですけれども、少し気になりましたのが、いろいろなところに資料が行ってしまって済みません。資料1-2の「事業促進について」のところ、論点の中に「地方公共団体におけるPFI事業を促進するための更なる方策を検討すべき」ということが書いてあるのですけれども、いろいろな地方公共団体と話をしたりしている感覚としては、恐らく地方公共団体が、こんな土地があります、こんな建物があります、一方で、こういう公益的、公共的な施設を整備していかなければいけないというものを進めていくための解が必ずしもPFI事業になるわけではないのだろうなというこ

とで、特にいわゆる定借を使ったりとか、リースを使ったりとか、いろいろなPPPスキームがここでは考えられるのだろうなと思っております。

これが、PFI事業のガイドラインの中でどのように扱っていった方がいいのかというところがテクニカルな問題としてあります。個人的な意見としては、PFIに限らず、広くPPPのスキームを想定してガイドラインをつくっていったほうがいいのだろうなと考えておるのですが、それはそういう理解でいいのかどうかというのもありますし、いろいろと御議論いただいて、必ずしもPFIという手法にこだわらず、幅広くPPPを推進していけるような方策について御検討をいただけたら、ありがたいのではないかなと思っております。というのが2つ目でございます。

それから3つ目に、当社のほうで、つい10月に水道事業をやっている地方公共団体を対象とした自主的なアンケート調査というのを行わせていただいております。実は3年前にも全く同様のアンケート調査を行ってございまして、期待しておりましたのが、制度もできたので、3年前に比べてコンセッションに対する関心というのが高まっているのではないだろうかという仮説でやったのですが、実は全く関心は高まっていなかった。2010年と2013年における地方公共団体の水道事業者のPFI及び公共施設等運営権制度に対する考え方というのは全く進化していなかったということが、アンケートを分析すると、そうとしか言いようがない。

一方で、地方公共団体の経営課題というのは大きく変わってしまっていて、特に目を引きましたのが、水道の料金収入が減少してきている。一方で、たくさん更新していかなければいけない。一体どうしていったらいいのだという経営上の課題というのは、もう2010年に比べてはるかに深刻になっている。そういうことを読み込めるのです。

ところが、そのような経営課題に対して、PFIとか公共施設等運営権が活用できるのだというところの認識には全く結びついていない。こういうことが非常に如実にあらわれる結果が出てきたということで、その普及がすごく大事だということにもなると思うのです。一方で、自由回答の中で、ガイドラインはともかく、さまざまな税制とか、やはり起債で調達したほうが結局安いのでVFMが出ないとか、結構研究した上で使えないと判断している地方公共団体もいらっしゃるということがございまして、このアクションプランの今回のガイドラインの外側になると思うのですが、引き続き地方公共団体がやりやすい制度づくりについても、ぜひいろいろと内閣府のほうで整理をしていただけたらと思っております。

○石原委員長 アクションプランのフォローアップについては、このあと議論することになっています。今のお話で、PFIだけではなく、より広くPPPという観点でもっと自由な発想でやっていいのでしょうかという御質問がありましたけれども、この点について、事務局としていかがですか。

○井上参事官 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございます。地方公共団体のこういう行政の経営課題として、今後、アセットをどうしていくかという中で、

解は必ずしもPPP、PFIだけではないというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、私どもがやっておりますのはPFIのガイドラインでございますので、書き方としては、一応、民間提案を促進するため、あるいは地方公共団体が取組をしやすいために、情報基盤なりを整備するためにこういうことをやったらいかかという促進策を盛り込んだらいかかなと思います。その結果、それがたまたまPFIではなくても、先ほどおっしゃった定借方式であっても、それは一向に構わないわけでありまして、そういったやり方になるのかなと事務方としては思っております。

また、水道事業のことをおっしゃいましたけれども、確かに全ての地方公共団体で運営権制度に対する関心の高まりというのがないのかもしれませんが、私ども、委員がおっしゃったように、この制度が使えることは非常に大事だと思っております。また後ほど御説明しますけれども、厚生労働省でも取組をされていますし、参考資料でお配りしていますが、私どもも案件形成支援の中で、やる気のある地方公共団体に対する支援なども今年度は実施中でございますので、そういうプラクティスをつくって、それを発信していきたいと考えてございます。

○石原委員長 ほかのWGでもいろいろと考えを述べたい、あるいはいろいろ勉強したいというお話がございましたが、その点はどうぞ御自由にとということよろしいでしょうか。

○井上参事官 各WGを便宜上分けさせていただいておりますけれども、相互がかなりオーバーラップするところも、連関することもありますので、例えば、合同でやったり、あるいは総合部会なり本委員会のほうで、参加されていないWGについての御意見を伺うような形にして、相互調整を図って進めていただければと思っております。

○石原委員長 先ほど時期をいつにするかという御意見もございましたが、いろいろ伺っていますと、検討するテーマも広がっていく中で、時期をとるのか、中身をとるのか、高度化をとるのか、などといった観点から調整を行っていく中で、1つの方向性も出てこようかと思っております。今の段階で春に決め打ちというわけにもいかないのかなという感じもしますが、事務局としてはいかがですか。

○持永審議官 おっしゃるとおりですから、大変悩ましいと思っていて、今、答えを持ち合わせてはおりません。良いものができたら早く出すべきということは当然のことですので、WGの進み具合ですけれども、割と審議が早く進み、かつ、成果物が伴う形であれば、少しでも前倒しをすればいいかなと思っております。また、論点がたくさん出てきてこれはしばらくかかるとなれば、例えば、ここまでは当面まとめるが、もっと時間がかかるものは後に回すということも議論の中では出てくると思います。そこは議論をしながら仕分けを考えたいと思います。

○石原委員長 今のお話のように、第1段階、第2段階とか、いろいろなやり方はあろうかと思っておりますので、審議が進む中で決めていただければと思っております。

0専門委員、よろしく申し上げます。

○0専門委員 今ほどいろいろ御議論が出ておりますけれども、私自身は地方公共団体から

参加をさせていただいているという立場でございますので、一応、役割としては、VFM・リスク分担、それから、手続き簡易化というところで参加させていただくということでございますが、先ほど来お話の出ております地方公共団体におけるPFI事業の促進というあたりから、少し私のほうではWGの中で意見を述べさせていただきたいと思っております。

事務局からもお話がありましたように、VMF・リスク分担、モニタリング、それから手続き簡易化、この3つの部会については、相互にやはり関連があると思っておりますので、私の立場からは、そういったことでこの2つの部会について意見を述べさせていただきたいと思っております。

その中の1つとして、リスク分担のところ、地方で特にPFI事業を入れる場合に、非常に手続的あるいは標準契約書の話もございましたが、その取りまとめで問題になるのは、官と民のリスク分担というのを最終的にどう分担するのかというのが、多分いろいろな地方公共団体の中でもそれぞれ取り扱いがまちまちであるというところがあると思っております。そういった観点が含まれるのかどうかということも含めて、私のほうでお話しさせていただきたいと思っております。

それから、先ほど、PPP/PFIについての地方公共団体のほうのそもそもの意識が変わっていないではないかというアンケートの結果のお話もございましたけれども、結果としてはそうなのだろうと思うのですが、なぜPFIについて食いつき方が変わっていないのかというあたりをもう少し深く考えていかないと、現実には地方公共団体のPFI事業というものがなかなか増えていかないのかなと思っております。

先ほど御指摘もありましたけれども、意外と地方公共団体のほうではシビアに考えてまして、PFIでやる場合、それから従来方式でやる場合、ほかの方法でやる場合というのを必ず検討して最終的に選んでいるということが多くあります。そのときに非常に問題となるのは、やはり一番は財政的な負担がどの程度どちらが有利なのかということ、それからもう一つは、政治的なリスクも含めたリスク分担。それと、地方公共団体ですので、やはり地元の事業者がそういう事業の中にかかわれるかどうかということも非常に大きな要因になりますので、そういったいろいろな要素を一つ一つクリアしていかないと、なかなかPFIというのが一気に進むという環境にはないのかなと思っております。そういう意味で情報提供も非常に大切なのだと思っておりますが、地方公共団体職員はわかっているんで、わかっていた上で選んでいないということを前提にして、先ほどの財政とか税制とかいう話がありましたけれども、では、どういう制度改正をしていくのかという点が非常に大事なのではないかなと考えております。そういったことをWGの中でお話しさせていただきたいと思っております。

○石原委員長 ありがとうございます。

皆様に御意見を伺いまして、特に時間的な問題が重要と思っておりますが、とりあえずはなるべく早い時期を目指すものの、場合によっては段階的にオープンしていくことも考えざるを得ないのではないのでしょうか。まずはテーマを各WGにおいて検討していただく中で、それを踏まえながら進めていきたいと思っております。今後、宮本委員長代理と私のほうで調整し

ていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石原委員長 それでは、続きまして「アクションプランのフォローアップについて」につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○持永審議官 それでは、まず資料2-1をごらんください。先般の委員会でも推進委員会としてフォローアップしていかなければいけないというお話もございました。

今後の進め方でございますけれども、年内には、網羅的に1回整理をし、また、役所によっては前向き度だとか進捗度に少し差があるところもあるかもしれませんので、そこら辺は改めて内閣府としての要請などもしておこうと思っております。

それから、年明けになろうかと思いますが、どこかの段階で状況を委員会に報告し、適宜御議論いただいて、また、各省にフィードバックしながら、27年度以降のいろいろな制度の見直しだとか、26年度における取組につないでいきたいというイメージでございます。

それから、資料2-2でございますけれども、これもまだ細かいアクションプランの実施状況の把握ができておりませんが、主要な部分を取りあえず整理したものでございます。2-2の一番上から順に追っていきますと、(1)はコンセッションの話ですけれども、「内閣府」と書いてありますが、今年の6月にガイドラインをつくった、また、10月には機構ができたということ、それにかかわる進捗でございます。

それから、各省庁におきましても、空港のコンセッションのための法律が成立し、もう動き出しております。それから、水道については、厚労省のほうで官民の協議会の中でいろいろな御説明等をし、また、下水道については、国交省のほうで今コンセッション等々を入れていくに当たってのガイドラインを今年度中を目途に作成中という状況になっております。

それから、1ページの一番下のところですが、内閣府としても機構とともに案件の形成をしていきたい。それから、一番下にありますように、地方道路、有料道路のことですけれども、そちらのコンセッションについても、制度の見直しを国交省のほうで行うということになっております。

それから、2ページ目でございますが、収益施設の併設等々についてですけれども、こちらについてはPFIというよりもPPPになるかと思いますが、首都高の築地川区間、京橋のところに2キロメートルぐらいありますけれども、そこについては、道路の上を空中権を利用する形で、土地開発と連動して老朽化した施設の整備費等を捻出できないかということで、今、制度的な課題を国交省のほうで検討されているという状況です。

それから、内閣府のほうで、ガイドライン検討と書いてありますが、これはまさにこれから始めることです。

それから、(3)はPFIそのものではないのですが、公的不動産の活用等々の話でございますけれども、民間提案という意味では、今年の6月にガイドラインをお決めいただいたというところなんです。それから、官民連携の窓口ということで、これは内閣府において組織



や定員を置いて、地方公共団体等のバックアップをしていく体制をつくりたいと思って要求を出しております。

それから、内閣府における今後の取組におきましては、先ほどのガイドラインの検討と重なりますけれども、民間提案等が円滑にできるためのさらに策はないかということで、WGなども含めて検討したいということでございます。

それから一番下、(4)はその他全般ということになりますけれども、PFIに係る補助金や交付金について、しっかり一般の公共事業に負けないようにしてほしいということについて各省に、引き続きお願いしていきたいということでございます。

アクションプランのフォローアップについては、資料2-1と2-2の説明は以上でございます。

○石原委員長 先ほど来、皆様方からいろいろ御意見をいただいておりますが、アクションプランのフォローアップにつきまして御質問、御意見がございましたら、お願いします。

○宮本委員長代理 資料2-2の2ページ目の(3)で公的不動産の話がございますが、これをWGでと御説明いただきましたけれども、WGの中でどういう形で想定されているのか御説明いただければと思います。

○持永審議官 (3)自体は、PPPと書いてあるので少しすそ野が広いのですが、民間提案をどんどん進めていき、その出口が、PFIに行くのか、PPPに行くのか、またほかの出口に行くのか、いろいろあろうかと思えます。民間提案を進めていただくために、例えば、地方公共団体でこんな情報を提供したらいいのではないかとか、こういう民間に対する対応の仕方があるのではないかとことを含めて、先ほどの事業促進の中で御議論いただけるかなと思っております。そこら辺の御議論がうまくいけば、もちろんPFIにもつながりますし、出口がPPPになるかもしれません。その場合に、当然、公的不動産を使っていろいろな事業をやるという出口になる場合も多々あると思えますので、そういった意味で、事業促進の部分では検討がこの(3)のところに最終的には役立ってくるのかなという意味で申し上げました。

○石原委員長 今後、内閣府なり各省庁がいろいろな面で主体的に進めていただく必要があるという感じがいたしますし、お互いの連携も必要になろうかと思えます。先ほど、地方公共団体の皆様からも、この点が問題でなかなか進んでいないという意見がございましたが、その原因が何で、それを解決するにはどうしたらいいかという対応策なども、この委員会から出てくればいいのではないかと思います。

D委員、どうぞお願いします。

○D委員 今の点に関して言うと、このアクションプランの進捗状況のフォローアップの数値目標の達成度合いを把握するための枠組み、こういうやり方でやりますよということをしっかり決めること自体がPPP/PFIを推進することに多分なると思えます。そうすると、WGで議論をする論点の中にも、この枠組み自体をどうしていくのかというのが当然入ってくるだろうなと理解をしているので、その理解が正しいかどうかを教えていただければいい

と思います。例えば、民間提案制度というのはまず何が問題かということ、今の状態だと、どこに提案すればいいかわからないのです。提案窓口を決めて公表してもらわないと、民間は行きようがないという状態に今あるわけです。それは内閣府のほうからしっかり窓口を決めなさいと言わないと進まないのかなということであれば、まずWGの仕事の前に、そういうところはしっかりやっていただく必要が多分あるだろうなと思います。

恐らくそれは、アクションプランの数値目標をどのように計測するのかという段取りを決める中で、おのずと透明性が高まってきて、ここは取組が遅れているというのがわかるような仕組みをつくり出すということが非常に重要だと思います。そういう意味では、恐らくWGの議論の中でも、これも含めて考えていかないといけないなと思います。

それから、先ほどの資料1-2の中身については、たくさん意見があるのですが、時間もありませんが、WG担当に限らず、メールでもいいので、委員の意見を広く集めるというプロセスを1回踏んでいただきたい。それで仕分けていくということだろうと思います。

資料1-2を見ると、かなりテクニカルなもので書かれているのですが、そもそも論のところは結構今までも議論してきたようなこと、例えば、仕様発注と性能発注というのは、教科書で性能発注と書いてあるにもかかわらず、事実上仕様発注で出ることが多々あるのですよね。そうすると、民間からすれば、もうリターンがほとんどないにもかかわらずリスクだけふえるという、ハイリスク、ハイリターンならいいのですが、ハイリスク、ローリターンになってくる。そうすると、その根源というのは性能発注の徹底というところにあるので、それは古くて新しい課題で、そもそもそれができていないということがあるとか、その類いのことが結構いっぱいあります。よって、今回はアクションプランに書かれた限界的な部分だけを議論するのではなくて、その根っこにある部分からしっかりと掘り返して整理をし直す。なおかつ、もう必要ないものは捨ててしまう。Value For Moneyなんかも、別に独立採算型のときにValue For Moneyの概念はそもそも要らないのではないかと、計算する必要もないと私は思っています。そういうものを幾ら議論しても余り生産性がないと思うのですが、そういうこともゼロから考え直すというやり方で取り組んでいきたいなと思います。

○石原委員長　ますます春というのは難しくなってくるような気がします。

○D委員　いや、それを春までにやる。

○石原委員長　今おっしゃった、いろいろな御意見を募って、そういったものを踏まえてということも、ぜひまた検討してください。それと、そもそも決まっているものは、もうそれでいいではないかということもあるでしょうし、余りに網羅的に同価値で議論するというのも確かに時間的に難しいと思います。そういうことも踏まえながら、進めていただければと思います。

ほかにございますでしょうか。

Q専門委員、どうぞお願いします。

○Q専門委員 今、御説明いただいた資料2-1の「アクションプランのフォローアップについて」ということなのですが、このフォローアップについて、ここではどういうことを決めようとしているのですか。あるいはこういうことをやっていますという御報告ということですか。まず、それをお伺いしたかったのですが。

○石原委員長 事務局、よろしくお願いします。

○持永審議官 まず、先般の委員会でも進捗状況を報告していただきたいという御意見をいただいておりますので、まず、その御意見にお答えをせねばならないなということで、進捗を整理して御報告したい。それがまず第1でございます。

それから、第2としては、アクションプランの進捗状況を報告する中で、今回のガイドラインの見直し等々につながる部分、あるいはWGの議論につながる部分があれば、そこはまたそういうふうに役立てていければいいかなと思います。

それから、3番目としては、これは内閣府がやる部分と、内閣府ではなくてほかの役所にやっていただく部分があるのですけれども、そちらの進め方について、もし有益なアドバイス等々の御指摘があれば、そういうものはまた各省庁にもフィードバックできるのかなということの、以上3点でフォローアップについて御説明させていただきました。

○Q専門委員 資料2-1というペーパーを見ますと「フォローアップについて」という表題でこういう手順が書かれているように見えるのですが、そうすると、今日これを御報告いただいたら、あとはこういう手順に従って事務局のほうで必要な調整、連絡、報告の段取りをしていただくという理解でよろしいのでしょうか。

○持永審議官 まさにおっしゃるとおりであります。例えば、年内に一回整理をして、年明けの委員会でそこら辺の状況を、ここにあるようなイメージで報告をするということなのですが。

○Q専門委員 「フォローアップ」と書いてございますけれども、そもそもフォローアップする目的が何かということなのですが、前の委員会でも御説明の中にあっただよように、10兆円から12兆円というのが非常にハードルの高い一つの目標設定である。そうすると、アクションプランだけつくってあとは放っておくと、なかなかそれは実効性が上がらないし、成果目標という具体的なものも達成できるかどうか非常に心配になる。そういう意味で、実効性を高めましょう、あるいはいろいろな後押しをしましょうというのがフォローアップであるとする、そのフォローアップ自身は、ただ見ているだけではなくて、いろいろな公的主体が幅広く、例えば、コンセッションなどをやっていただく、あるいはやりやすくするにはどういうことをしたらいいのかという具体的内容を持ってくるのではないのかなと思っています。そうすると、とりあえずこういうフォローアップで平成26年夏と書いてありますが、それである程度の実効性が上がるのであれば別に問題はないと思うのですが、そうでないとする、その「フォローアップについて」という内容自身をもう少し目的的にアクションプランの実効性が上がるためにはどうするかという観点で議論をしたり、あるいは各論である施策を検討していく必要があるのかなと思っています。

○持永審議官 26年の夏でフォローアップが終わるという意味では決してなくて、アクションプランそのものは10年計画になっていますので、そういう意味では、27年、28年とフォローアップは続くと御理解いただきたいと思います。実効性を高めるという意味では、先ほど3点あると申し上げましたが、後者2点は、まさに実効性を高めるという意味で意義があると思ひ、御説明しました。

○石原委員長 要するに、まずはこれまで議論したことの現状がこうでありますと示していただく。それから、今後実効性を高めるために、どうしたらいいかということを検討する中で、委員の皆様方の御意見をいろいろお伺いする。Q専門委員にもいろいろな御意見を言っていただく。そして、「今後こういう段取りで進めたいと思ひていますが、いかがでしょう」とお伺いする、そういう意味合いのフォローアップということによろしいですか。

○持永審議官 はい。まず、実施状況がこうだというのがないとスタートできないので、実施状況をまず調べて御報告をする。それから、それについても改善すべき点、私どものガイドラインも含めてだと思ひますけれども、見直すべき点などがあれば、当座はこのWGの中で、そこら辺、突っ込める部分があれば突っ込んでいくこととなります。もっと各省庁の個別の話の部分であれば、また各省庁にフィードバックをして取組をいろいろ要請するというこゝも出てくると思ひます。そういう意味では、フォローアップというのは、進捗状況を単に知ることだけを意味しているのではなくて、個々のいろいろな施策に反映させる、また、ガイドライン等々に反映させるということの一助、その前振りとしての位置づけのつもりでおります。

○石原委員長 K専門委員、どうぞお願いします。

○K専門委員 10年で12兆円、10年先というのは非常に気の長い話になってしまうので、1年で考えれば1.2兆円を毎年やらなければいけない。従来、年間40件あったPFIが今は20件に減っているのが現状です。中間的取りまとめというのが2～3年前に出て、やはり10兆円やりましょうと言っていたのですけれども、半減しているというのが現実です。そうしますと、1年で1.2兆円やらなければいけない。それをしないと10年で12兆円はできないわけですから、1年ごとに何をしなければいけないかというのを考えていかなければいけないのかなと思ひます。

今、国と地方公共団体で公共工事というのは大体何兆円ぐらいあるのですか。

○持永審議官 国の予算ベースですと今年度当初で5.3兆円です。事業ベースだと恐らく11兆円とか12兆円のレベルだと思ひます。

○K専門委員 そうすると、年間12兆円で、その10%やれば1.2兆円ということですから、公共工事の10%はPPPとかPFIで考えていくような方向性を打ち出していないと、この目標が達成できないということになるのではないかなと思ひます。そうすると、各省庁ごとの予算規模に応じて、大体10%は出してねという要請になるのかなという気がするのですけれども、果たしてそれだけ案件があるかというところは、現状、半分に減っているという現実を見ると結構厳しいところがあると思ひうのですが、かなり頑張らないとこの目標

は難しい。かつ、単年度で短期で見えていかないと難しいというのが、中間的取りまとめがうまくいかなかったことの反省とっておりますので、そこをぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○石原委員長 いずれにいたしましても、諸外国と比べても明らかにこの方式による割合が少ないことは事実です。そういった意味で、コンセッション方式が導入されたとはいっても、それをどうやって進めていくかということが、まさに事業促進という、1つの目玉になると思ひます。その前提としてはVFM等もきちんと行わなければならないと思ひます。まさにこの委員会これから行おうとしていることの1つの目的そのものではないかという感じがいたします。とりあえずアクションプランのフォローアップについては、今後についての宿題等も踏まえまして、今後さらに検討を進めていただくということになるかと思ひます。

ここで、報告事項でございますけれども、先ほど来、名前が出ております「株式会社民間資金等活用事業推進機構」が10月7日に設立されました。その内容並びにPFI手法を活用した案件、具体的にこういうものを支援しているのだということにつきまして、事務局より一括説明をお願ひしたいと思ひます。

本日は機構より半田専務にご出席いただいておりますので、後ほど御挨拶をお願ひします。

○持永審議官 それでは、報告事項1と2でございますが、報告資料1をお配りしております。あと、機構のほうからも資料を配らせていただいております。専務においでいただいておりますので、後で専務からの御説明にお譲りして、報告資料1は飛ばします。

報告資料2でございますが、内閣府のほうで予算を取って、地方公共団体が、PFIに乗り出したいというときの基礎的な調査を、地方公共団体と一緒にやりますが、私どものほうでやって差し上げるという事業をやっております。

2. にありますように、一般のPFI案件と、それから震災復興にかかわるPFI案件とそれぞれありまして、今年度については、ここに載っている14件が動いているという報告でございます。水道などでいえば、大阪市とか、あと茨城県高萩市もそうですけれども、検討、調査がなされているということでございます。

報告資料2は以上でございますので、引き続き機構のほうからお話し申し上げたいと思ひます。

○半田専務取締役 PFI推進機構の半田でございます。機構が設立されましたので、御挨拶申し上げます。

9月5日のPFI法施行を受けまして、同日付で設立認可申請を行いました。その後、政府から100億円、民間40社から87.5億円の出資を受けまして、10月7日に設立登記を行い、会社が設立されました。

代表取締役は、前PFI推進委員長の渡文明JXホールディング相談役でいらっしゃいます。

内閣府の説明の報告資料1にもありますように、10月11日に甘利大臣、西村副大臣、小

泉政務官に大手町にあります機構のオフィスにお越しいただきまして、渡社長とともに除幕式を行いました。そして、民間金融機関、監査法人等からの出向者を受け入れ、業務を開始しております。ちょうど1カ月半ほどたったところでございます。

現在、機構では内部体制の整備を進めるとともに、独立採算型PFI、コンセッション事業の候補となり得る案件につきまして、情報収集・分析、あるいは関係者との調整を開始しております。渡社長からは、早く具体的な案件を実現させて、それをモデルとしてほかの地方公共団体にもPFI事業を広げていけるように全力を挙げて努力しろという指示を受けております。

機構の主な対象分野は、大規模インフラである空港、上水道、下水道、道路が中心となるのですが、各地方公共団体等と相談をしてみますと、これ以外でも、例えば、地下鉄やバスなどの交通機関、あるいは市民ホール、水族館、博物館、コンベンション施設、こういったものについてもその運営や維持管理に課題があり、これをどうしていくかという相談が寄せられてきて、これについても独立採算型あるいは混合型のPFIの可能性あるということがわかってまいりました。我々は、大規模インフラの分野についても、こうした分野についても、あわせて知見を蓄積していきながら、公共側からも民間側からも頼られる組織になっていきたいと考えております。

この機構は、政府の重要な政策の一翼を担うとともに、一方で、民間からも非常に大きな期待をいただいております。来月中に民間からの出資金をさらに募って増資し、政府と同じ100億円にする予定で今準備を進めております。民間の株主は現在の40社からさらに数十社ふえる見込みでございます。それだけPFI事業に対して全国の特に地域金融機関の皆さんが非常に高い関心を持ち、この機構に期待をいただいているということでもありますので、私どもも非常に重い責任を感じております。

我々は渡社長以下でわずか20名ぐらいの小さな組織ではありますが、内閣府PFI推進室と密接に連携をして、設立目的の達成のために全力で努力してまいりますので、PFI推進委員会の委員の皆様におかれましては、ぜひとも今後とも御指導、御支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

○石原委員長 どうもありがとうございました。

大いにエールを送りながら、これからも連携して行うことが多々ございますし、先ほどのお話の中でも、これからの期待するところが非常に大きいと思います。我々としても、できるだけ応援をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○半田専務取締役 よろしくお願ひいたします。

○石原委員長 ありがとうございます。

本日は、テーマとしては以上でございますが、ほかに何か御意見ございますでしょうか。

○D委員 WGを開催するときには、全WGを同じ日に開催して、出たい人はどれにでも出られるようにするというイメージでしょうか。これをばらばらにやると、恐らくそれだけで半年ぐらいかかってしまうという感じがします。実効性を高めるのだったら、形式的にWGを

分けるけれども、1時間ずつ、3時間ぐらい時間をとって、所属しているところ以外にも出られるようにするとか、何かそんな工夫をしていただかないと、WGがワークしないような気がしますので、要望です。

○井上参事官　むしろWGをお分けしたのは、各委員の皆さんの日程がなかなか調整が難しいものですから、少し委員の方を絞った形でWGを構成して、回数が重ねられるようにという形でございまして、このWGにぜひ参加したいということであれば、御都合に合わせて御参加いただくことは、WGの意思としてそういうことが可能であれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。

○石原委員長　ぜひその辺は工夫をしていただきまして、皆様が大きい議論できる場をつくっていただければと思います。K専門委員、どうぞお願いします。

○K専門委員　1点情報提供なのですが、昨日の日経新聞に出ていましたので、御存じの方もいらっしゃると思いますが、大阪府が泉北高速鉄道の株を入札によってローンスターに売却するということが決まったという記事が出ていました。これはもうPFIを通り越して、民間に株を売ってしまうという案件なのですが、そういう形でいよいよ高度なインフラ、交通インフラですが、民間のほうに売るという判断を地方公共団体がし始めたということは、これはかなり大きな動きかなと思っています。これがうまくいけばほかのインフラにも横展開していくことも十分あります。大分世の中が変わってきたなという印象を持っております。我々にとっても、いい追い風とは思っています。

○石原委員長　ありがとうございました。R専門委員、どうぞお願いします。

○R専門委員　WGのところで御提案なのですが、手続き簡易化WG、私は参加していませんけれども、実際、手続は本当にすごく大変なのです。最初にPFIを検討するところからValue For Moneyをやって、契約手続をやって、いろいろなプロセスがあるのですが、契約するまでというところで考えがちなのですが、契約してからもすごくいろいろな資料をつくっていくわけですから、1つのプロジェクトを全部完結すると、すごいボリュームの資料になるのです。私は2つ事業をやりましたので、それがどれぐらいのボリュームになるというイメージはつくのですが、ぜひ手続き簡易化WGのところでは、最終的にこういう資料をつくるのだという、国の案件とか、外に出せるものがあれば、目の前に置いて、こんなに大変なのだというのを踏まえた上で、これをもう手続は踏まずステップを省略するのではなくて、この全体のボリュームを圧縮する、労力を軽減するという発想で取り組んでいただけると、地方公共団体職員としては非常に助かるなと思いますので、そこは御検討をしていただければと思います。お願いします。

○石原委員長　R専門委員は、手続き簡易化WGにも出ていただくということで差支えございますか。

○R専門委員　顔を出そうかと思っています。

○石原委員長　宮本委員長代理、よろしゅうございますか。

○宮本委員長代理　もちろん大歓迎でございます。

○石原委員長 それでは、これにて終了にしたいと思いますが、最後に事務局のほうから何かございますか。

○持永審議官 いろいろありがとうございました。スピード感を持ってという御指摘を複数いただいておりますので、私どもも、まずWGをやるにしてもスケジュール調整からやっ  
ていかないと開催できないので、またスケジュール調整については、なるべく御協力い  
ただければとお願いさせていただきます。

○石原委員長 それでは、以上をもちまして委員会を終了したいと思います。どうもあ  
りありがとうございました。